## 別表第1 行政文書の保存期間基準

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類	保存期間	具体例			
	<b>事 </b>	未初07四月	型(施行令別表の該当項)	水江湖间	<del>八</del> 件例			
法	法令の制定又は改廃及びその経緯							
1	法律の制	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	3 0年	・基本方針			
	定又は改	討			・基本計画			
	廃及びそ				・条約その他の国際約束			
	の経緯				・大臣指示			
					・政務三役会議の決定			
			②立案の検討に関する審議会		• 開催経緯			
			等文書 (一の項イ)		• 諮問			
					・議事の記録			
					• 配布資料			
					•中間答申,最終答申,			
					中間報告,最終報告,			
					建議,提言			
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企			
			究文書(一の項イ)		業の状況調査			
					・関係団体・関係者のヒ			
					アリング			
		(2)法律案の	法律案の審査の過程が記録さ		• 内閣法制局提出資料			
		審査	れた文書 (一の項口)					
		(3)他の行政	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案			
		機関への			・各省からの質問・意見			
		協議			・各省からの質問・意見			
					に対する回答			
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書		・5点セット(要綱,法			
			及び閣議に提出された文書		律案,理由,新旧対照			
			(一の項二)		条文,参照条文)			
					・閣議請議書			
					・案件表			
					・配布資料			
		(5)国会審議	国会審議文書(一の項へ)		・議員への説明			
					・趣旨説明			
					・想定問答			

1		1	[		・答弁書
					・国会審議録・内閣意見
					案・同案の閣議請議書
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他		・官報の写し
		その他の	の公布に関する文書(一の項		
		公布	<b>           </b>		
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		・逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令, 通達又は告示
					・運用の手引
2	条約その	(1)締結の検	①外国(本邦の域外にある国	30年	・交渉開始の契機
	他の国際	討	又は地域をいう。)との交		・交渉方針
	約束の締		渉に関する文書及び解釈又		・想定問答
	結及びそ		は運用の基準の設定のため		・逐条解説
	の経緯		の決裁文書(二の項イ及び		
			<u>=</u> )		
			②他の行政機関の質問若しく		・各省への協議案
			は意見又はこれらに対する		・各省からの質問・意見
			回答に関する文書その他の		・各省からの質問・意見
			他の行政機関への連絡及び		に対する回答
			当該行政機関との調整に関		
			する文書 (二の項ロ)		
			③条約案その他の国際約束の		・外国・自治体・民間企
			案の検討に関する調査研究		業の状況調査
			文書及び解釈又は運用の基		・関係団体・関係者のヒ
			準の設定のための調査研究		アリング
			文書(二の項ハ及び二)		・情報収集・分析
		(2)条約案の	条約案その他の国際約束の案		• 内閣法制局提出資料
		審査	の審査の過程が記録された文		
			書(二の項ハ)		
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書		▪閣議請議書

		及び閣議に提出された文書		・案件表
		(二の項二)		• 配布資料
	(4)国会審議	国会審議文書 (二の項二)		・議員への説明
				• 趣旨説明
				• 想定問答
				• 答弁書
				・国会審議録
	(5)締結	条約書、批准書その他これら		・条約書・署名本書
		に類する文書(二の項木)		・調印書
				・批准・受諾書
				・批准書の寄託に関する
				文書
	(6)官報公示	官報公示に関する文書その他		・官報の写し
	その他の	の公布に関する文書(二の項		
	公布	=)		
政令の制	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	30年	・基本方針
定又は改	討			・基本計画
廃及びそ				<ul><li>条約その他の国際約束</li></ul>
の経緯				・大臣指示
				・政務三役会議の決定
		②立案の検討に関する審議会		- 開催経緯
		等文書 (一の項イ)		• 諮問
				・議事の記録
				• 配布資料
				• 中間答申,最終答申,
				中間報告,最終報告,
				建議,提言
		③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		究文書(一の項イ)		業の状況調査
				・関係団体・関係者のヒ
				アリング
	(2)政令案の	政令案の審査の過程が記録さ		• 内閣法制局提出資料
	審査	れた文書 (一の項ロ)		
	(3)意見公募	意見公募手続文書(一の項ハ)		・政令案
	手続			•趣旨,要約,新旧対照
				条文,参照条文

					・意見公募要領
					・提出意見
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
		(4)他の行政	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案
		機関への			・各省からの質問・意見
		協議			・各省からの質問・意見
					に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書		・5点セット(要綱,政
			  及び閣議に提出された文書		   令案,理由,新旧対照
			(一の項二)		条文,参照条文)
					・閣議請議書
					・案件表
					│ <b>・</b> 配布資料
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他		・官報の写し
		その他の	の公布に関する文書(一の項		
		公布	<b>         </b>		
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令, 通達又は告示
					・運用の手引
4	省令その	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	30年	・基本方針
	他の規則	討			・基本計画
	の制定又				・条約その他の国際約束
	は改廃及				・大臣指示
	びその経				・政務三役会議の決定
	緯		②立案の検討に関する審議会		<ul><li>開催経緯</li></ul>
			等文書(一の項イ)		• 諮問
					・議事の記録
					・配布資料
					•中間報告,最終報告,
					提言
ļ	l	1		l	

		I	②六安の投計に明子で明本で	<u> </u>	ᆝᇗᆔᄝᇍᆸᆇᄺᇗᄝᄜᄉᆝ
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書(一の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
		(2)意見公募	意見公募手続文書(一の項ハ)		・省令案・規則案
		手続			•趣旨,要約,新旧対照
					条文,参照条文
					・意見公募要領
					・提出意見
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
		(3)制定又は	省令その他の規則の制定又は		・省令案・規則案
		改廃	改廃のための決裁文書(一の		• 理由,新旧対照条文,
			項木)		参照条文
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の		・官報の写し
			項ト)		
		(5)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		運用の基	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		準の設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令,通達又は告示
					・運用の手引
閣	議,関係行	政機関の長で	構成される会議又は省議(これ	らに準ずる	ものを含む。)の決定又
ぱ	了解及びその	の経緯			
5	閣議の決	(1)予算に関	①閣議を求めるための決裁文	30年	・歳入歳出概算
		l			

5	閣議の決	(1)予算に関	①閣議を求めるための決裁文	30年	• 歳入歳出概算
	定又は了	する閣議	書及び閣議に提出された文		・予算書(一般会計・特
	解及びそ	の求め及	書(三の項イ)		別会計・政府関係機
	の経緯	び予算の			関)
		国会提出			• 概算要求基準等
		その他の			▪閣議請議書
		重要な経			• 案件表
		緯			• 配布資料
			②予算その他国会に提出され		・予算書(一般会計・特
			た文書(三の項ハ)		別会計・政府関係機

1		関)
		• 予算参考資料
(2)決算に関	①閣議を求めるための決裁文	・決算書(一般会計・特
する閣議	書及び閣議に提出された文	別会計・政府関係機
の求め及	書(三の項イ)	関)
び決算の		・調書
国会提出		・予備費使用書
その他の		・閣議請議書
重要な経		• 案件表
緯		• 配布資料
	②決算に関し、会計検査院に	・決算書(一般会計・特
	送付した文書及びその検査	別会計・政府関係機
	を経た文書(三の項ロ)	関)
		(※会計検査院保有のも
		のを除く。)
	③歳入歳出決算その他国会に	・決算書(一般会計・特
	提出された文書(三の項ハ)	別会計・政府関係機
		関)
(3)質問主意	①答弁の案の作成の過程が記	• 内閣法制局提出資料
書に対す	録された文書(四の項イ)	
る答弁に	②閣議を求めるための決裁文	• 答弁案
関する閣	書及び閣議に提出された文	・閣議請議書
議の求め	書(四の項口)	• 案件表
及び国会		・配布資料
に対する	③答弁が記録された文書(四	• 答弁書
答弁その	の項ハ)	
他の重要		
な経緯		
(4)基本方針,	①立案基礎文書(五の項イ)	・基本方針
基本計画		・基本計画
又は白書		・条約その他の国際約束
その他の		・大臣指示
閣議に付		・政務三役会議の決定
された案	②立案の検討に関する審議会	・開催経緯
件に関す	等文書(五の項イ)	• 諮問
る立案の		・議事の記録

	検討及び			• 配布資料
	閣議の求			•中間答申, 最終答申,
	めその他			中間報告,最終報告,
	の重要な			建議,提言
	経緯(1	③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
	の項から	究文書(五の項イ)		業の状況調査
	4の項ま			・関係団体・関係者のヒ
	で及び5			アリング
	の項(1)か			・任意のパブリックコメ
	ら(3)まで			ント
	に掲げる	④行政機関協議文書(五の項		・各省への協議案
	ものを除	口)		・各省からの質問・意見
	⟨。⟩			・各省からの質問・意見
				に対する回答
		⑤閣議を求めるための決裁文		・基本方針案
		書及び閣議に提出された文		・基本計画案
		書(五の項ハ)		・白書案
				▪閣議請議書
				• 案件表
				• 配布資料
関係行政	関係行政機	①会議の決定又は了解に係る	10年	・基本方針
機関の長	関の長で構	案の立案基礎文書(六の項		・基本計画
で構成さ	成される会	1)		・条約その他の国際約束
れる会議	議の決定又			• 内閣総理大臣指示
(これに	は了解に関	②会議の決定又は了解に係る		・外国・自治体・民間企
準ずるも	する立案の	案の検討に関する調査研究		業の状況調査
のを含む。	検討及び他	文書(六の項イ)		・関係団体・関係者のヒ
この項に	の行政機関			アリング
おいて同	への協議そ	③会議の決定又は了解に係る		<ul><li>各省への協議案</li></ul>
じ。)の決	の他の重要	案の検討に関する行政機関		・各省からの質問・意見
定又は了	な経緯	協議文書(六の項イ)		・各省からの質問・意見
解及びそ				に対する回答
の経緯		④会議に検討のための資料と		• 配布資料
		して提出された文書(六の		・議事の記録
		項ロ)及び会議(国務大臣		
		を構成員とする会議に限		

			る。)の議事が記録された		
			⑤会議の決定又は了解の内容		・決定・了解文書
			が記録された文書(六の項)		
7	省議(こ	省議の決定	①省議の決定又は了解に係る	10年	・基本方針
′				104	
	れに準ず	又は了解に	案の立案基礎文書(七の項		・基本計画
	_	関する立案	イ)		・条約その他の国際約5
		の検討その			・大臣指示
			②省議の決定又は了解に係る		・外国・自治体・民間は
	いて同	経緯	案の検討に関する調査研究		業の状況調査
	じ。)の決		文書(七の項イ)		・関係団体・関係者のし
	定又は了				アリング
	解及びそ		③省議に検討のための資料と		• 配布資料
	の経緯		して提出された文書(七の		・議事の記録
			項ロ)及び省議(国務大臣		
			を構成員とする省議に限		
			る。)の議事が記録された		
			文書		
			④省議の決定又は了解の内容		・決定・了解文書
			が記録された文書(七の項		
			/\)		
	数の行政機	関による申合	せ又は他の行政機関若しくは地	!方公共団体	に対して示す基準の設定
8	複数の行	複数の行政	①申合せに係る案の立案基礎	10年	• 基本方針
	政機関に	機関による	文書(八の項イ)		・基本計画
	よる申合	申合せに関			・条約その他の国際約束
	せ及びそ	する立案の			<ul><li>内閣総理大臣指示</li></ul>
	せ及びそ の経緯	する立案の 検討及び他	②申合せに係る案の検討に関		
			②申合せに係る案の検討に関 する調査研究文書 (八の項		・内閣総理大臣指示 ・外国・自治体・民間 業の状況調査
		検討及び他			・外国・自治体・民間な
		検討及び他の行政機関	する調査研究文書(八の項		・外国・自治体・民間 業の状況調査
		検討及び他 の行政機関 への協議そ	する調査研究文書(八の項		・外国・自治体・民間の 業の状況調査 ・関係団体・関係者の
		検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要	する調査研究文書(八の項イ)		・外国・自治体・民間が 業の状況調査 ・関係団体・関係者の アリング
		検討及び他 の行政機関 への協議そ の他の重要	する調査研究文書(八の項イ) ③申合せに係る案の検討に関		<ul><li>・外国・自治体・民間が業の状況調査</li><li>・関係団体・関係者のはアリング</li><li>・各省への協議案</li></ul>

			④他の行政機関との会議に検		• 開催経緯
			討のための資料として提出		・議事の記録
			された文書及び当該会議の		• 配布資料
			議事が記録された文書その		
			他申合せに至る過程が記録		
			された文書(八の項ロ)		
			⑤申合せの内容が記録された		<ul><li>申合せ</li></ul>
			文書(八の項ハ)		
9	他の行政	基準の設定	①立案基礎文書(九の項イ)	10年	・基本方針
	機関に対	に関する立			・基本計画
	して示す	案の検討そ			・条約その他の国際約束
	基準の設	の他の重要			・大臣指示
	定及びそ	な経緯			・政務三役会議の決定
	の経緯		②立案の検討に関する審議会		<ul><li>開催経緯</li></ul>
			等文書(九の項イ)		• 諮問
					・議事の記録
					• 配布資料
					• 中間答申,最終答申,
					中間報告,最終報告,
					建議,提言
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書(九の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			④基準を設定するための決裁		<ul><li>・基準案</li></ul>
			文書その他基準の設定に至		
			る過程が記録された文書		
			(九の項ロ)		
			⑤基準を他の行政機関に通知		• 通知
			した文書(九の項ハ)		
10	地方公共	基準の設定	①立案基礎文書 (九の項イ)	10年	・基本方針
	団体に対	に関する立			・基本計画
	して示す	案の検討そ			・条約その他の国際約束
	基準の設	の他の重要			・大臣指示
	定及びそ	な経緯			・政務三役会議の決定
	の経緯		②立案の検討に関する審議会		・開催経緯
1	ı	1	1	1	ı

		等文書(九の項イ)		- 諮問
				・議事の記録
				• 配布資料
				• 中間答申,最終答申,
				中間報告,最終報告,
				建議,提言
		③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		究文書(九の項イ)		業の状況調査
				・関係団体・関係者のヒ
				アリング
		④基準を設定するための決裁		・基準案
		文書その他基準の設定に至		
		る過程が記録された文書		
		(九の項ロ)		
		⑤基準を地方公共団体に通知		• 通知
		した文書(九の項ハ)		
国人又は法人	の権利義務の	得喪及びその経緯		
1個人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する審議会	10年	• 開催経緯
利義務の	法(平成	等文書 (十の項)		• 諮問
得喪及び	5年法律			・議事の記録
その経緯	第88号)			• 配布資料
	第2条第			• 中間答申,最終答申,
	8号ロの			中間報告,最終報告,
	審査基準,			建議,提言
	同号ハの	②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
	処分基準,	究文書(十の項)		業の状況調査
	同号二の			・関係団体・関係者のヒ
	行政指導			アリング
	指針及び	③意見公募手続文書(十の項)		・審査基準案・処分基準
				案・行政指導指針案
				• 意見公募要領
	同法第6			・提出意見
	条の標準			・提出意見を考慮した結
	的な期間			果及びその理由
	に関する	④行政手続法第2条第8号口		・審査基準案・処分基準
1	立案の検	の審査基準、同号ハの処分		案•行政指導指針案

<del>                                      </del>	甘淮及が中央=の行政地道	1	
討その他	基準及び同号二の行政指導		
の重要な	指針を定めるための決裁文		
経緯	書(十の項)		
	⑤行政手続法第6条の標準的		・標準処理期間案
	な期間を定めるための決裁		
	文書(十の項)		
(2)行政手続	許認可等をするための決裁文	許認可等	・審査案
法第2条	書その他許認可等に至る過程	の効力が	・理由
第3号の	が記録された文書(十一の項)	消滅する	
許認可等		日に係る	
(以下「許		特定日以	
認可等」		後5年	
という。)			
に関する			
重要な経			
緯			
(3)行政手続	不利益処分をするための決裁	5年	・処分案
法第2条	文書その他当該処分に至る過		・理由
第4号の	程が記録された文書(十二の		
不利益処	項)		
分(以下			
「不利益			
処分」と			
いう。)に			
関する重			
要な経緯			
(4)補助金等	①交付の要件に関する文書	交付に係	・交付規則・交付要綱・
(補助金	   (十三の項イ)	る事業が	実施要領
等に係る		終了する	・審査要領・選考基準
予算の執	②交付のための決裁文書その	日に係る	- 審査案
行の適正	他交付に至る過程が記録さ	特定日以	・理由
化に関す	れた文書(十三の項口)	後5年	
る法律(昭	③補助事業等実績報告書(十		・実績報告書
和30年法	三の項ハ)		
律第179			
号)第2			
-J/ 27 C			

1	久竺 1 话	I	I	
	条第1項			
	の補助金			
	等をいう。			
	以下同			
	じ。)の交			
	付に関す			
	る重要な			
	経緯			
		①不服申立書又は口頭による		・不服申立書
	てに関す	不服申立てにおける陳述の		・録取書
	る審議会	内容を録取した文書(十四		
	等におけ	の項イ)	される日	
	る検討そ	②審議会等文書(十四の項ロ)		<ul><li>諮問</li></ul>
	の他の重		定日以後	・議事の記録
	要な経緯		10年	• 配布資料
				• 答申,建議,意見
		③裁決、決定その他の処分を		・弁明書
		するための決裁文書その他		・反論書
		当該処分に至る過程が記録		・意見書
		された文書(十四の項ハ)		
		④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
		項二)		
	(6)国又は行	①訴訟の提起に関する文書	訴訟が終	• 訴状
	政機関を	(十五の項イ)	結する日	•期日呼出状
	当事者と	②訴訟における主張又は立証	に係る特	• 答弁書
	する訴訟	に関する文書(十五の項ロ)	定日以後	• 準備書面
	の提起そ		10年	・各種申立書
	の他の訴			・口頭弁論・証人等調書
	訟に関す			・書証
	る重要な	③判決書又は和解調書(十五		・判決書
	経緯	の項ハ)		• 和解調書
12 法人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する審議会	10年	- 開催経緯
利義務の	法第2条	等文書 (十の項)		· 諮問
得喪及び	第8号口			・議事の記録
その経緯	の審査基			• 配布資料
	準,同 <del>号</del>			• 中間答申,最終答申,

ハの処分			中間報告,最終報告,
基準,同			建議,提言
号二の行	②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
政指導指	究文書(十の項)		業の状況調査
針及び同			・関係団体・関係者のヒ
法第6条			アリング
の標準的	③意見公募手続文書(十の項)		・審査基準案・処分基準
な期間に			案•行政指導指針案
関する立			・意見公募要領
案の検討			・提出意見
その他の			・提出意見を考慮した結
重要な経			果及びその理由
緯	④行政手続法第2条第8号口		・審査基準案・処分基準
	の審査基準,同号ハの処分		案•行政指導指針案
	基準及び同号二の行政指導		
	指針を定めるための決裁文		
	書(十の項)		
	⑤行政手続法第6条の標準的		・標準処理期間案
	な期間を定めるための決裁		
	文書 (十の項)		
(2)許認可等	許認可等をするための決裁文	許認可等	・審査案
に関する	書その他許認可等に至る過程	の効力が	・理由
重要な経	が記録された文書(十一の項)	消滅する	
緯		日に係る	
		特定日以	
		後5年	
(3)不利益処	不利益処分をするための決裁	5年	・処分案
分に関す	文書その他当該処分に至る過		・理由
る重要な	程が記録された文書(十二の		
経緯	項)		
(4)補助金等	①交付の要件に関する文書	交付に係	・交付規則・交付要綱・
の交付(地	(十三の項イ)	る事業が	実施要領
方公共団		終了する	・審査要領・選考基準
体に対す	②交付のための決裁文書その	日に係る	・審査案
る交付を	他交付に至る過程が記録さ	特定日以	・理由
含む。)に	れた文書(十三の項ロ)	後5年	

		関する重	③補助事業等実績報告書(十		・実績報告書
		要な経緯	三の項ハ)		
		(5)不服申立	①不服申立書又は口頭による	裁決,決	・不服申立書
		てに関す	不服申立てにおける陳述の	定その他	・録取書
		る審議会	内容を録取した文書(十四	の処分が	
		等におけ	の項イ)	される日	
		る検討そ	②審議会等文書(十四の項ロ)	に係る特	・諮問
		の他の重		定日以後	・議事の記録
		要な経緯		10年	• 配布資料
					• 答申,建議,意見
			③裁決,決定その他の処分を		・弁明書
			するための決裁文書その他		・反論書
			当該処分に至る過程が記録		・意見書
			された文書(十四の項ハ)		
			④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
			項二)		
		(6)国又は行	①訴訟の提起に関する文書	訴訟が終	・訴状
		政機関を	(十五の項イ)	結する日	・期日呼出状
		当事者と	②訴訟における主張又は立証	に係る特	• 答弁書
		する訴訟	に関する文書(十五の項ロ)	定日以後	• 準備書面
		の提起そ		10年	・各種申立書
		の他の訴			・口頭弁論・証人等調書
		訟に関す			・書証
		る重要な	③判決書又は和解調書(十五		・判決書
		経緯	の項ハ)		• 和解調書
職!	員の人事に	関する事項			
13	職員の人	(1)人事評価	①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企
	事に関す	実施規程	究文書(十六の項イ)		業の状況調査
	る事項	の制定又			・関係団体・関係者のヒ
		は変更及			アリング
		びその経	②制定又は変更のための決裁		・規程案
		緯	文書 (十六の項ロ)		
			③制定又は変更についての協		▪協議案
			議案、回答書その他の内閣		・回答書
			総理大臣との協議に関する		
			文書(十六の項ハ)		

			④軽微な変更についての内閣 総理大臣に対する報告に関 する文書(十六の項二)		• 報告書
		(2)職員の研	①計画の立案に関する調査研	3年	・外国・自治体・民間1
		修の実施	究文書 (十七の項)		業の状況調査
		に関する			・関係団体・関係者のし
		計画の立			アリング
		案の検討	②計画を制定又は改廃するた		• 計画案
		その他の	めの決裁文書(十七の項)		
		職員の研	③職員の研修の実施状況が記		・実績
		修に関す	録された文書(十七の項)		
		る重要な			
		経緯			
		(3)職員の兼	職員の兼業の許可の申請書及	3年	・申請書
		業の許可	び当該申請に対する許可に関		・承認書
		に関する	する文書 (十八の項)		
		重要な経			
		緯			
		(4)退職手当	退職手当の支給に関する決定	支給制限	• 調書
		の支給に	の内容が記録された文書及び	その他の	
		関する重	当該決定に至る過程が記録さ	支給に関	
		要な経緯	れた文書(十九の項)	する処分	
				を行うこ	
				とができ	
				る期間又	
				は5年の	
				いずれか	
				長い期間	
そ	の他の事項	•			
14	告示,訓	(1)告示の立	①立案の検討に関する審議会	10年	・開催経緯
	令及び通	案の検討	等文書 (二十の項イ)		• 諮問
	達の制定	その他の			・議事の記録
	又は改廃	重要な経			・配布資料
	及びその	緯(1の			•中間答申,最終答申,
	経緯	項から13			中間報告,最終報告,
		の項まで			   建議,提言

		に掲げる   ものを除   く。)	②立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ) ③意見公募手続文書(二十の項イ) ④制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ) ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ)		<ul> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・告示案</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> <li>・告示案</li> <li>・官報の写し</li> </ul>
		(2)訓令及び 通達の立 案の検討	①立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)	10年	・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ
		その他の			アリング
		重要な経   緯(1の	②制定又は改廃のための決裁 文書 (二十の項ロ)		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案
		項から13	大音(二)の項目)		• 公印規程案
		の項まで			111790111X
		に掲げる			
		ものを除			
		(。)			
15 予算	及び	(1)歳入,歳	①歳入,歳出,継続費,繰越	10年	・概算要求の方針
決算	に関	出,継続	明許費及び国庫債務負担行		・大臣指示
する	事項	費,繰越	為の見積に関する書類並び		・政務三役会議の決定
		明許費及	にその作製の基礎となった		・省内調整
		び国庫債	意思決定及び当該意思決定		・概算要求書
		務負担行	に至る過程が記録された文		
		為の見積	書(二十一の項イ)		7 <b>-</b> 42 # T
		に関する	②財政法(昭和22年法律第34		・予定経費要求書
		書類の作	号)第20条第2項の予定経		・継続費要求書
		製その他の子質に	費要求書等並びにその作製		• 繰越明許費要求書
		の予算に関する重	の基礎となった意思決定及び出議会はおきまた。		・国庫債務負担行為要求 
		関する重	び当該意思決定に至る過程		書

要な経緯	が記録された文書(二十一		<ul><li>予算決算及び会計令第</li></ul>
(5の項	の項ロ)		12条の規定に基づく予
(1)及び(4)			定経費要求書等の各目
に掲げる			明細書
ものを除	③①及び②に掲げるもののほ		<ul><li>行政事業レビュー</li></ul>
⟨。⟩	か、予算の成立に至る過程		・執行状況調査
	が記録された文書(二十一		
	の項ハ)		
	④歳入歳出予算,継続費及び		・予算の配賦通知
	国庫債務負担行為の配賦に		
	関する文書(二十一の項二)		
(2)歳入及び	①歳入及び歳出の決算報告書	5年	・歳入及び歳出の決算報
歳出の決	並びにその作製の基礎とな		告書
算報告書	った意思決定及び当該意思		・国の債務に関する計算
並びに国	決定に至る過程が記録され		書
の債務に	た文書(二十二の項イ)		• 継続費決算報告書
関する計			・歳入徴収額計算書
算書の作			・支出計算書
製その他			・出張計画書
の決算に			• 出張旅程表
関する重			・旅行命令簿
要な経緯			・歳入簿・歳出簿・支払
(5の項			計画差引簿
(2)及び(4)			• 徴収簿
に掲げる			・支出決定簿
ものを除			・支出簿
(。)			• 支出負担行為差引簿
			・支出負担行為認証官の
			帳簿
	②会計検査院に提出又は送付		•計算書
	した計算書及び証拠書類		・証拠書類(※会計検査
	(二十二の項ロ)		院保有のものを除く。)
	③会計検査院の検査を受けた		<ul><li>意見又は処置要求</li></ul>
	結果に関する文書(二十二		(※会計検査院保有のも
	の項ハ)		のを除く。)
	④①から③までに掲げるもの		▪調書

			のほか、決算の提出に至る		
			過程が記録された文書(二		
			十二の項二)		
			⑤国会における決算の審査に		・警告決議に対する措置
			関する文書(二十二の項木)		・指摘事項に対する措置
		(3)契約に関	契約に係る決裁文書及びそ	契約が終	• 仕様書案
		する重要な	の他契約に至る過程が記録さ	了する日	・協議・調整経緯
		経緯(本項	れた文書	に係る特	
		(2)に掲げる		定日以後	
		ものを除		5年	
		< ₀)			
16	機構及び	機構及び定	機構及び定員の要求に関する	10年	・大臣指示
	定員に関	員の要求に	文書並びにその基礎となった		・政務三役会議の決定
	する事項	関する重要	意思決定及び当該意思決定に		・省内調整
		な経緯	至る過程が記録された文書		• 機構要求書
			(二十三の項)		・定員要求書
					• 定員合理化計画
17	独立行政	(1)独立行政	①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企
	法人等に	法人通則	究文書(二十四の項イ)		業の状況調査
	関する事	法(平成			・関係団体・関係者のヒ
	項	11年法律			アリング
		第103号)			
		その他の			
		法律の規			
		定による			
		中期目標			
		(独立行	②制定又は変更のための決裁		・中期目標案
		政法人通	文書(二十四の項ロ)		
		則法第2	③中期計画(独立行政法人通		• 中期計画
		条第3項	則法第2条第3項に規定す		・年度計画
		に規定す	る国立研究開発法人にあっ		• 事業報告書
		る国立研	ては中長期計画, 同条第4		
		究開発法	項に規定する行政執行法人		
		人にあっ	にあっては事業計画), 事		
		ては中長	業報告書その他の中期目標		
		期目標,	の達成に関し法律の規定に		

1		▎ <del>▗</del> ▎ ▎ ▎ ▎	I	1
	同条第4	基づき独立行政法人等によ		
	項に規定	り提出され、又は公表され		
	する行政	た文書(二十四の項ハ)		
	執行法人			
	にあって			
	は年度目			
	標。以下			
	この項に			
	おいて同			
	じ。)の制			
	定又は変			
	更に関す			
	る立案の			
	検討その			
	他の重要			
	な経緯			
	(2)独立行政	①指導監督をするための決裁	5年	· 報 <del>告</del>
	法人通則	文書その他指導監督に至る		· 検査
	法その他	過程が記録された文書(二		
	の法律の	十五の項イ)		
	規定によ	②違法行為等の是正のため必		・是正措置の要求
	る報告及	要な措置その他の指導監督		・是正措置
	び検査そ	の結果の内容が記録された		
	の他の指	文書(二十五の項ロ)		
	導監督に			
	関する重			
	要な経緯			
8 政策評価	行政機関が	①政策評価法第6条の基本計	10年	• 開催経緯
に関する	行う政策の	画又は政策評価法第7条第		・議事の記録
事項	評価に関す	1項の実施計画の制定又は		• 配布資料
	る法律(平	変更に係る審議会等文書		•中間報告,最終報告,
	成13年法律	(二十六の項イ)		提言
	第86号。以	②基本計画又は実施計画の制		・外国・自治体・民間企
	下「政策評	定又は変更に至る過程が記		業の状況調査
	価法」とい	録された文書(二十六の項		・関係団体・関係者のヒ
	う。)第6条	1)		アリング

I		の基本計画	③基本計画の制定又は変更の		・基本計画案
		の立案の検	ための決裁文書及び当該制		• 通知
		討,政策評	定又は変更の通知に関する		20071
		価法第10条	文書(二十六の項イ)		
		第1項の評	4実施計画の制定又は変更の		 ・事後評価の実施計画第
		一番の作成	ための決裁文書及び当該制		•通知
		その他の政	定又は変更の通知に関する		通べ
		策評価の実	文書(二十六の項イ)		
		施に関する			 ·評価書
		重要な経緯	のための決裁文書並びにこ		• 評価書要旨
		主女'は性性	れらの通知に関する文書そ		- 叶侧百女日
			の他当該作成の過程が記録		
			された文書(19の項に掲げ		
			るものを除く。)(二十六の		
			項口)		
			増口/  ⑥政策評価の結果の政策への		 ・政策への反映状況案
			反映状況の作成に係る決裁		· 通知
			文書及び当該反映状況の通		通べ
			知に関する文書その他当該		
			作成の過程が記録された文		
			書(二十六の項ハ)		
19		直轄事業と	①立案基礎文書(二十七の項	<b>車業終</b> 了	 •基本方針
10		して実施さ	イ)	の日に係	・基本計画
	関する事	れる公共事	17	る特定日	・条約その他の国際約束
	項	業の事業計		以後5年	・大臣指示
	7.	画の立案に		又は事後	・政務三役会議の決定
		関する検討。	  ②立案の検討に関する審議会		- 開催経緯
		関係者との	等文書(二十七の項イ)	の日に係	· 諮問
		協議又は調	170 (-1 00) (17	る特定日	・議事の記録
		整及び事業		以後10	• 配布資料
		の施工その		年のいず	・中間答申,最終答申,
		他の重要な		れか長い	中間報告,最終報告,
		経緯		期間	建議,提言
			   ③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間①
			究文書(二十七の項イ)		業の状況調査
		1			

					アリング
					・環境影響評価準備書
					・環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価		・事業評価書
			に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
			^)		
			⑤公共事業の事業計画及び実		・協議・調整経緯
			施に関する事項についての		
			関係行政機関,地方公共団		
			体その他の関係者との協議		
			又は調整に関する文書(二		
			十七の項ロ)		
			⑥事業を実施するための決裁		・実施案
			文書(二十七の項ハ)		
			⑦事業の経費積算が記録され		• 経費積算
			た文書その他の入札及び契		・仕様書
			約に関する文書(二十七の		・業者選定基準
			項二)		・入札結果
			⑧工事誌,事業完了報告書そ		・工事誌
			の他の事業の施工に関する		・事業完了報告書
			文書(二十七の項木)		・工程表
					・工事成績評価書
			⑨政策評価法による事後評価		・事業評価書
			に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
			^)		
20	栄典又は	栄典又は表	栄典又は表彰の授与又ははく	10年	・選考基準
	表彰に関	彰の授与又	奪のための決裁文書及び伝達		・選考案
	する事項	ははく奪の	の文書(二十八の項)		・伝達
		重要な経緯			・受章者名簿
		(5の項(4)			
		に掲げるも			
		のを除く。)			
21	国会及び	(1)国会審議	国会審議文書(二十九の項)	10年	・議員への説明
	審議会等	(1の項			• 趣旨説明
	における	から20の			・想定問答
	審議等に	項までに			・答弁書

1	関する事	掲げるも			・国会審議録
	項	のを除			
		<b>(</b> 。)			
		(2)審議会等	審議会等文書(二十九の項)	10年	・開催経緯
		(1の項			・諮問
		から20の			・議事の記録
		項までに			• 配布資料
		掲げるも			•中間答申,最終答申,
		のを除			中間報告,最終報告,
		⟨。⟩			建議,提言
22	文書の管	文書の管理	①行政文書ファイル管理簿そ	常用(無	・行政文書ファイル管理
	理等に関	等	の他の業務に常時利用する	期限)	簿
	する事項		ものとして継続的に保存す		
			べき行政文書(三十の項)		
			②取得した文書の管理を行う	5年	・受付簿
			ための帳簿(三十一の項)		・文書接受簿
			③決裁文書の管理を行うため	30年	・決裁簿
			の帳簿(三十二の項)		
			④行政文書ファイル等の移管	30年	・移管・廃棄簿
			又は廃棄の状況が記録され		
			た帳簿(⑤に掲げるものを		
			除く。)(三十三の項)		
			⑤第21条第4項に規定する行	5年	・廃棄の記録
			政文書ファイル等の廃棄の		
			記録		
23	国有財産	国有財産の	①国有財産台帳	常用	
	に関する	管理及び処	②国有財産増減及び現在額に	5年	・国有財産増減及び現在
	事項	分に関する	関する文書		額報告書
		こと	③国有財産無償貸付状況に関	3年	• 国有財産無償貸付状況
			する文書		報告書
24		監査・監察	①監査・監察の企画・立案等	5年	・監査計画
	察に関す	に関する重	に関する文書		
	る事項	要な経緯	②監査・監察の実施、結果に		• 監査結果報告
			関する文書		・監査調書
					・監査に関する出張報告
					書

## 備考

- 1 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針, 国政上の重要な事項に係る 意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
  - (2) 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
  - (3) 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
  - (4) 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為 を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
  - (5) 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
  - (6) 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案,当該協議に関する他の行政機関の 質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文 書
  - (7) 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書, 国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
  - (8) 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会, 副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣, 副大臣, 大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
  - (9) 省議(これに準ずるものを含む。) 省議,政務三役会議その他の一の行政機関の大臣 等で構成される会議
  - (III) 特定日 第14条第11項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日 (19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 2 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定め があるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 3 本表の第3欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務 及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているもの であることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な 経緯が記録された文書である。
- 4 本表各項の第4欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第2欄に掲げる業務 を主管する行政機関に適用するものとする。

5 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書 管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。